

会 議 録

会議の名称	平成27年12月7日 定例庁議	
開催日時	平成27年12月7日（月） 午前9時10分～午前9時40分	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課） 佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係櫻井主査 （事務局） 宮村市長公室次長兼市政情報課長、政策企画課政策企画係濱野主事、稲葉秘書課長	
会議内容	1 朝霞市基地跡地利用計画（案） 2 組織機構等の変更について 3 平成27年第4回市議会定例会提出議案	
会議資料	・朝霞市基地跡地利用計画（案） ・組織機構等の変更について ・平成27年第4回市議会定例会提出議案	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
その他の必要事ページ		

【市長あいさつ】

【議題】

1 朝霞市基地跡地利用計画（案）について

【説明】

（担当課：佐藤）

朝霞市基地跡地利用計画について、平成27年11月27日に朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会より、市長に提言があった。その提言をまとめ、基地跡地利用計画（案）とした。見直し検討委員会については、8回の審議を経ている。

（担当課：櫻井）

まず、基地跡地利用計画見直しの背景について説明する。基地跡地に予定されていた、国家公務員宿舎の建設中止に伴い、財務省関東財務局長から、基地跡地利用計画の見直し及び再提出を要請されたことから、平成26年5月に朝霞市利用計画見直し検討委員会を設置し、基地跡地利用計画の見直し作業に着手した。

本計画を朝霞市の計画として決定するに際して、市長挨拶を掲載する予定である。なお、政策調整会議において、市長挨拶を事前に確認したいとの意見をいただいたので、本日、参考資料として配布している。

3ページについて、今回の見直し対象としては、朝霞税務署の東側に朝霞公共職業安定所（ハローワーク）の建設が予定されていることから、当用地0.3haを除いた、計19.1ha、赤い斜線部分としている。

8ページ、基地跡地利用計画の見直しに当たり、整備完了の目標時期を21世紀半ばとし、現行の基地跡地利用計画が策定されるまでの過程を大事にすることから、基本的に現行計画を基礎とし、状況の変化等を踏まえて、必要な修正を加えるとともにまちづくりの観点から、周辺地域との関連性も踏まえて、利用計画の見直しを行った。

また、基地跡地整備の基本方針は、現行の計画に位置付けている、基本理念を踏襲し、基本方針及び基本コンセプト等を設定している。

12ページ、土地利用計画では、今回の見直しの主なポイントとして、①現行計画の国家公務員宿舎用地と複合公共施設用地を公園用地に変更して、「みどりの拠点ゾーン」を拡大し、青葉台公園や中央公園との連携、一体的利用の可能性を高めます。②基地跡地周辺の公共施設の集約化を可能とする用地として、現行計画の図書館北側の公園用地を公共施設用地に変更します。③現行計画のシンボルロードを市役所まで延伸して、駅からの動線と結束させて、朝霞駅南口の活性化に向けた可能性を高めます。としている。

14ページ、ここから26ページまでは主要ゾーンの整備方針として、それぞれの土

地利用の方針や活用イメージ等について示している。それぞれのポイントとして、まず、みどりの拠点ゾーンは、引き続き、総合公園、防災公園として、位置付けるとともに花火の打ち上げる空間など、様々なことを行える空間を考えている。

17ページ、市民サービスの拠点ゾーンは、公共施設の移転・集約を想定するに際し、7つの施設を仮定しているが、集約する国、県、市の施設は、今後の状況を踏まえて、改めて検討を行うこととしている。なお、こちらの資料構成については、政策調整会議で意見をいただき、見直しの過程が分かるように修正を加えている。内容としては、現行計画に記載している、11施設から移転・集約対象外とする4施設を除く形で記載している。また、18ページの図や標記についても、表題を移転・集約を仮定する7施設とした。

22ページ、シンボルロードについては、その整備や活用イメージ、みどりの現況を踏まえて、3つのタイプに分けて、意見交換を行ってきた。23ページから25ページについては、そのタイプをイメージした図となっている。

27ページ、整備に向けた実現化の方針について、(1) 用地取得、整備費等に係る補助金等の活用、(2) 周辺地域との連携、28ページにいき、(3) 民間活用、収益性の確保について、それぞれ記述している。

29ページ、整備計画と事業費について、整備計画としては、朝霞市基地跡地利用計画の見直し後に予定している朝霞基地跡地地区地区計画や朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の見直しや土地利用計画に沿った整備について、それぞれ記述している。

また、(2) 先行プロジェクトとして、シンボルロードについては、市が道路法に基づく道路認定を行うことで、国有地の無償貸付けを行うことができることから、彩夏祭の円滑な運営に資するなど、市民による基地跡地の早期有効活用のため、先行して着手を目指す。

(3) 事業費等の概算を用地取得費、整備工事費、維持管理費等に試算している。

33ページ、計画の推進に向けてということで、基地跡地利用計画見直し検討委員会において、委員から出された他の意見についても、今後の事業の参考とすべき事項として、記載している。

別枠の資料編だが、こちらは、委員会で他に出された意見や市民向けに開催した意見交換会、説明会、パブリック・コメント等が出された意見等について、今後、各所管で個別に計画等を作る際の参考としていただきたく、資料編としてまとめたものである。

最後に今後の予定としては、本市の計画として決定した後、関東財務局に利用計画を提出したいと考えている。

[11月30日政策調整会議の要旨について]

(神田市長公室長)

資料編を関東財務局へ提出するののかとの意見に対し、関東財務局からは計画のみの提出を求められているが、参考として資料も提出するとの回答があった。

シンボルロードについて、ハローワーク脇の土地は、調整できているのかとの意見に対し、ハローワーク建設予定地の東側の残地部分については、市が所有し、シンボルロードとして活用する旨、ハローワーク及び関東財務局に伝え、了承していただいているとの回答があった。

基地跡地利用計画見直し検討委員会の委員長の文章が掲載されているが、計画書を朝霞市の計画として、提出するのであれば、市長の文章が掲載されるべきではないかとの意見に対し、検討委員会からの要望により委員長の意見を掲載した。また、市長の文章も既に準備しており、委員会の文章の前に掲載を予定しているので、定例庁議の際に資料として配布するとの回答があり、本日、机上配布されている。

議会対応はどのように考えているのかとの意見に対し、議会に対しては、計画（案）の段階で全員協議会において説明し、意見を求めたが何も出されなかったもので、まとめたものについて、配布するとの回答があった。

7施設の集約についてどこを確認すればよいのか。また対象外の4施設はどのように設定したのかとの意見に対し、現行の利用計画に掲載されている移転・集約対象施設を元に設定しており、新規に設定したものではない。また、7施設は構想の段階であり、対象施設を仮定したうえで、必要な面積等の考察をするという前提であり、これを基に直ちに事業を展開するものではないとの回答があった。

18ページの表題に「周辺公共施設の概要」とあるが、それでは対象外とした4施設も入るものと誤って捉えられる可能性があるとの意見に対し、誤解を生じかねない表記であるため、表現等の修正をしたいとの回答があった。

以上のような質疑を経て、一部修正のうえ、庁議に回ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定とする。

2 組織機構等の変更について

【説明】

(担当課：関口)

はじめにオリンピック・パラリンピック準備室の設置について説明する。

まず、(1) 設置の目的は、平成32年に開催される、東京オリンピック・パラリンピックにおいて、陸上自衛隊朝霞訓練場が射撃の会場となるため、多くの方が朝霞市に来られることが予想される。これを機会に朝霞市を広くPRし、より一層、集客の増加を図るプロモーション活動を担い、観光客を受け入れる準備や外部との折衝を行うことを目的として、オリンピック・パラリンピック準備室を設置する。

次に(2) 組織について、全庁にわたる施策を総合的にまとめる役割を行うため、政策企画課内に課内室として設置することとした。事務分掌については、(3)に3点あげている。オリンピック・パラリンピック、50周年の事業展開については、全庁をあげての対応が必要となるので、各課には協力をお願いしたい。

最後に(4) その他について、オリンピック・パラリンピック準備室長は、現在のところ、課長級を予定している。

2点目の防犯事業を地域づくり支援課から危機管理室へ移管することについて、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催については、選手、観客、スタッフをはじめ、市民全体にわたる安全確保が必要とされる。これらのことに対応するため、日常的な防犯活動を生かし、様々な犯罪の予防に努めていかなければならない。こうしたことから、地域防犯と一体となった危機管理体制が必要となるので、このたび、防犯活動について、地域づくり支援課から危機管理室へ移管するものである。

最後に今後、本案を了承していただいたのち、朝霞市部室設置条例及び朝霞市事務分掌規則の改定に着手したいと考えている。

[11月30日政策調整会議の要旨について]

(神田市長公室長)

オリンピック・パラリンピック準備室長が課長の決裁権を有するとあるが、本来、課長級を置くだけでは、決裁権は生じない。どのような取扱いになっているのかとの意見に対し、他市の例を踏襲しながら本市で制度の導入を考えている。室長に課長同等の権限を持たせて、先決権を課長としたい。規則等の整備によって課長にするということである。室の人事や基本的な施策の判断は、室長に決裁権を持たせたいとの回答があった。

庶務的業務はどこが行い、人員配置はどのようになるのかとの意見に対し、庶務の取扱いは室が行う。予算は政策企画課で持つが、執行権と決裁権は室長に持たせる。現段階の人員配置は2名と考えているとの回答があった。

増員が見込めず、課として独立させるのが難しいので政策企画課内に設置する考えなのかとの意見に対し、オリンピック・パラリンピック事業については、準備室だけで実施することは難しく、全庁に渡って実施する事業と捉えていることから政策企画課内に設置することとしたとの回答があった。

防災事業を危機管理室に移管するということだが、オリンピック・パラリンピックの開催に伴う危機管理体制の強化をする必要があるのではないかと意見に対し、オリンピック・パラリンピック関係で、テロ対策等の通知も国から来ている背景もあるので、

その内容も踏まえていきたいとの回答があった。

空き家対策が防犯事業に付帯されて移管されるのであれば、当面の間は危機管理室で行い、今後の検討もされていくのかとの意見に対し、空き家対策事業は特別措置法の整備など、状況が変わってきており、今後、改めて検討する段階がくるものと考えている。空き家の担当が替わったからといって、危機管理室だけで終結できるものではないため、一層の各課連携をお願いしたいとの回答がありました。

東京オリンピック・パラリンピックが終了すると、この組織は解散するのか。市のプロモーションに関することは、オリンピック・パラリンピックに関係なく、取り組む必要があるのではないかと意見に対し、オリンピック・パラリンピック開催後、室としては解散するが、市のシティーセールスは恒常的に行うべきである。市のプロモーションに関することは、何らかの形で発展的につなげていきたいとの回答があった。

名称を「東京オリンピック・パラリンピック準備室」にしてはどうかとの意見に対し、室の名称については、他の例を参考としているとの回答があった。

一部、表記及び構成等の修正を行ったうえ、庁議に図ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定とする。

3 平成27年第4回市議会定例会提出議案について
議案第77号 第5次朝霞市総合計画基本構想について

【説明】

(神田市長公室長)

本市の総合計画については、平成18年に第4次総合振興計画を定め、平成27年度をもって、計画期間が終了することとなる。こうしたことから、次期計画として、第5次総合計画を定め、先に条例設置した、朝霞市総合計画条例第4条の規定に基づき提案するものである。

策定の過程においては、市民意識調査、市民分野別懇談会等々、市民参加に努めて検討を進め、更に平成25年7月に総合振興計画審議会を設置し、18回の審議を経た後、今年8月7日に答申を経たものである。

議案の構想概要として、基本構想の構成は、4つの構想、「将来像（ビジョン）」を1つ、「将来像の基本概念（コンセプト）」を4つ、「基本計画における政策分野（ジャンル）」を6つ、「政策を立案・推進する際の留意点（ポイント）」を3つ掲げている。

将来像については、「私が暮らしたいまち 朝霞」と定義し、それらの全体を

基本概念で支えている。基本概念については、「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」の4つとしている。更に、先ほど説明したとおり、政策分野を6つに分類し、具体的に取りまとめるため、3つのポイントで支えていくこととした。

これらの構想概念をもって、総合計画の基本構想とする。

【意見等】

(富岡市長)

基本計画は出さなくてよいのか。

(神田市長公室長)

参考資料として出す。

(富岡市長)

実施計画は、どのようになるのか。

(神田市長公室長)

例年通り、来年2月頃に説明したいと考えている。

【結果】

原案のとおり決定とする。

議案第78号 朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例

(三田福祉部長)

今後の特別支援学校の卒業生や自立生活に向けて就労を希望する方など、増加する通所系の障害福祉サービスの利用を希望する方々に対し、自立生活に必要な職業訓練、生活指導等を行い、併せて障害のある方と地域住民のふれあいを促進することを目的に、「朝霞市障害者ふれあいセンター」を設置するため、新たに条例を制定するものである。

本条例の施行について、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業に係る規定は、平成29年4月1日からとし、それ以外については、平成28年4月1日からとしている。

条例の参考資料として、施行規則(案)を提出しているが、これは11月30日開催の定例庁議の際に提出したものを人権庶務課との協議を踏まえ、修正をしたものである。修正内容は、当初の規則(案)で利用定員を定めていたが、条例第6条でも定員を定めていることから、規則(案)から削除した。なお、利用定員の内訳は、現在、総合福祉センターにある、同様施設の障害者多機能型施設と同じく、要綱で定めることとする。

【意見等】

(富岡市長)

福祉会で行われていた、相談はやめたのか。

(三田福祉部長)

福祉会も相談業務を行っている。新たに、障害者ふれあいセンターでも行うということである。既に社会福祉協議会には総合福祉センターにおいて、相談業務を行っていただき、福祉会にも事業所で業務を行っていただいている。その他に、今度の施設でも行っていただくということである。

社会福祉協議会は、総合福祉センターと障害者ふれあいセンターの2つの事業所を持つことになる。

(富岡市長)

それらを統合することは、可能であるのか。

(三田福祉部長)

今のところ、統合する予定はないが、社会福祉協議会が統合することを検討している。

(富岡市長)

朝霞市社会福祉協議会は、統合したいと考えているのか。

(三田福祉部長)

市としては、2つの施設として運営していきたいが、社会福祉協議会は人員確保の問題等があるので、統合したいと考えているようである。

(富岡市長)

社会福祉協議会は、年間で何件くらいの相談を受けているのか。

(三田福祉部長)

相談は、200から300件程度である。1人の人が、3ヶ月に1度、相談を行うシステムになっている。利用計画を見直す際には、必ず相談することになっている。

(富岡市長)

相談するのは、利用者だけではないのか。

(三田福祉部長)

他のサービスを利用される方も、相談をしていかなければならない。よって、受け持ちする人数がどうしても少なくなってしまう。そのため、福祉会でも行っていただいている状況である。

【結果】

原案のとおり決定とする。

議案第79号 朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例

(内田市民環境部長)

平成27年9月4日に「農業委員会等に関する法律」の改正法が公布され、農業委員の任命方法について公選制及び選任制から、市長が議会の同意を得て任命する方法に改正されたことにより、定数を定めるものである。

定数については、現行と同等程度ということであるため、現在21人いるので、20人と定める。

なお、この条例は、平成28年4月1日に施行するものと考えている。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定とする。

【閉会】